

チェックリスト

書類確認（以下の事項をチェックの上、提出してください。）

項目	No.	確認事項	確認内容		チェック	
					済	未
届出書の確認	1	土地所有者・届出者・伐採事業者欄	住所、氏名及び連絡先を記載しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	森林の所在場所欄	伐採箇所は全筆記入しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			地番に誤りがないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	伐採の計画欄	記入漏れはないか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			伐採の期間が1年を超える場合、年度別に記載されているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			現地と樹種・林齢が一致しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			伐採の開始日は届出日の30日～90日の間か。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	造林面積等の計画欄	人工造林、天然更新の面積内訳は記入しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		天然更新の場合、「天然更新補助作業」は記入しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	造林の計画欄	造林期間は記載されているか。※1		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		「造林樹種」「樹種別の造林面積」「樹種別の植栽本数」は記入しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		伐採面積と造林面積は一致しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	森林以外に供される場合の用途欄	用途を記入しているか。（引き続き森林として利用する場合は未チェック）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	届出書の裏面	裏面の内容を確認し、該当する項目にチェックが付いているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
添付資料の確認	8	伐採地及び搬出道が確認できる書類	<u>伐採地の位置図又は字図（地籍図）に搬出経路をマーキングしているか。※2</u>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9	土地所有者が確認できる書類	伐採地の登記簿謄本等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10	土地所有者の住所が確認できる書類	住民票（マイナンバーを省いたもの） 運転免許証の写し 等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	11	伐採者等の意思が確認できる書類	<u>確約書（別記第3号様式）</u> <u>土地所有者用・伐採者用の2種類</u>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	12	土地所有者及び森林所有者の変更を確認できる書類	（相続の場合）戸籍謄本		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			（売買の場合）土地の売買契約書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	森林境界が確認できる書類	添付を省略できる場合： 間伐や支障木の単木的な伐採など境界に隣接しない場合、境界杭・路線・林相などにより境界が明らかな場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※1 人工造林の場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日（択伐により伐採した場合は5年を経過する日）まで、天然更新の場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までを造林期間とする。また5年を経過する日までに適確な更新がなされない場合には、その後2年以内に植栽または天然更新補助作業を行うことが計画なされていること。

※2 搬出経路は最寄の県道まで、または最寄の集落を抜けるまでマーキングすること。

※3 登記簿謄本記載の土地所有者と届出書の森林所有者が異なる場合のみ添付する。